財団法人秋田県消防協会罹災互助会規程

第１章　総　　則

（名　称）

第１条　この会は、財団法人秋田県消防協会罹災互助会と称する。

（会　員）

第２条　この会は、財団法人秋田県消防協会（以下「協会」という。）の会員たる市町村長、消防職員、消防団員、特設消防団（隊）及び県消防協会役職員並びに消防事務担当者であって入会申込書を提出し、掛金を納付したものをもって組織する。

（運　営）

第３条　この会は、協会の事業として運営する。

第２章　目的及び事業

（目　的）

第４条　この会は、会員が火災及び落雷、風水害並びに豪雪、地震（以下風水害等という。）などにより、災害を受けたとき見舞金を贈呈して会員相互の共存共栄と親睦融和を図り、消防士気の高揚を図るをもって目的とする。

（対　象）

第５条　見舞金は、会員の現住する住家、非住家及びその建物内の家財が罹災したとき会員に対して贈呈するものとする。

（除　外）

第６条　本人又は家族の故意に因る罹災については見舞金は贈呈しない。

（手続き）

第７条　会員は、罹災し見舞金の贈呈を受けようとするときは、直ちに様式第２号罹災申告書に所定の事項を記入し、所属消防団長、消防長又は消防署長へ提出しなければならない。前項の申告書を受理した所属長は、遅滞なく様式第３号の罹災判定書に意見を付し、会長に申告するものとする。

（見舞金）

第８条　見舞金の贈呈金額は、次の区分により、審査後１ヵ月以内に支払いするものとする。

⑴　住家全焼、風水害等により全壊及び流失したときは金30万円とする。

⑵　住家半焼、及び風水害等により半壊したときは金16万円以内とする。

⑶　住家の罹災なく非住家の全焼、半焼流失、又は家財のみ焼失したときは損害額の状況に応じて金12万円以内とする。

（効　力）

第９条　見舞金の贈呈を受ける効力は、入会申込書を提出し、掛金として年額を送金した翌日（郵便局、銀行の送金領収書又は直接県協会へ納金した領収書の日付の翌日）の午前０時より始まり、満１ヶ年満了の日の午後12時までとする。

２　本規程による見舞金は特別の事情がない限り、支払い事由が発生してから１年間罹災申告がないものは、その効力を喪失するものとする。

第３章　会　　計

（財　源）

第10条　この会の財源は、会員の掛金、寄附金その他の収入をもって充てる。

（掛　金）

第11条　会員の掛金は１人につき年額300円とする。但し必要に応じ理事会の議決により増額することができる。

（会　計）

第12条　この会の会計年度は、毎年４月１日に始まり翌年３月31日をもって終わる。

第13条　この会の会計は、秋田県消防協会の特別会計として処理する。

２　年度内に、罹災事故の発生が多く、見舞金の財源に支障をきたしたときは、理事会の議決に基づき処理するものとする。

第４章　審 査 委 員 会

第14条　見舞金の贈呈金額決定のため審査委員会を設ける。

２　前項の審査委員会に関する規定は、財団法人秋田県消防協会罹災互助会規程施行細則で定める。

３　見舞金は、審査委員会の審査決定に基づき贈呈するものとする。但し罹災の状況並びにその程度明瞭なときは、会長において決定することができる。

第14条の２　この会の運営をはかるため、審議委員会を設ける。

２　前項の審議委員会に関する規定は、会長が理事会にはかって定める。

附　　則

１　この規約は、昭和28年11月27日から施行する。

２　この規約は、昭和57年４月１日から施行する。

３　この規約は、昭和62年４月１日から施行する。

４　現行の秋田県消防協会罹災互助会規約（昭和62年４月１日最終改正）は廃止する。

５　この規程は、平成20年４月１日から施行する。

様式第１号

罹 災 互 助 会 入 会 申 込 書

区　　分	定　員	実　員	入会者	摘　　要
消　防　団　員	名	名	名	
消　防　職　員	名	名	名	
市 町 村 職 員	名	名	名	
特設消防団(隊)	名	名	名	

財団法人秋田県消防協会罹災互助会に掛金を添えて申込いたします。

年　　月　　日

所　　属

代表者職氏名　　印

財団法人秋田県消防協会長 殿

様式第２号

罹　　災　　申　　告　　書

１　罹災の年月日

１　罹災の場所

１　罹災物件の種別並びに程度及び損害額

１　火元の住所職氏名

上記のとおり罹災したので、財団法人秋田県消防協会罹災互助会規程第７条により申告いたします。

年　　月　　日

団体職名（階級）

氏　　名　　㊞

財団法人秋田県消防協会長 殿

様式第３号

罹　災　判　定　書

罹災者　住　所

氏　名

上記平成　　年　　月　　日　　時の火災により罹災申告書のとおり住家（非住家家財）

全焼
半焼　したことを証明します。

（特別の事情ある場合はそれを詳細に報告すること）

年　　月　　日

所 属 長 名　　印

財団法人秋田県消防協会罹災互助会規程施行細則

第１条　財団法人秋田県消防協会罹災互助会規程（以下「規程」という。）第２条の会員が死亡し又は退職したときは、その資格を失い、新たに会員となったものが、その資格を継承することができる。

２　年間途中において実員増のときは、入会申込書に掛金を添えて入会するものとする。

第２条　規程第２条の会員が、２人以上同居する建物が罹災したときは、規程第８条の該当見舞金を贈呈する。

第３条　規程第８条の全焼とは、建物の全部焼失したもの及び３分の２程度以上の焼失をいう。

２　半焼とは建物の焼失程度３分の２以下をいう。

第４条　現に居住する住家の罹災には、所有権の有無を問わないで規程第８条の該当見舞金を贈呈するものとする。

第５条　規程第14条の審査委員会は、財団法人秋田県消防協会の理事をもって組織する。

２　会長は罹災審査のために必要に応じ、随時審査委員会を開くことができる。

３　審査委員会の会議は、過半数の審査委員が出席しなければ、開くことができない。

４　審査委員会の議事は、出席審査委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

第６条　この会の事務を処理するため、次の簿冊を備える。

⑴　入会申込書綴

⑵　現金出納簿

⑶　見舞金決裁簿

⑷　罹災申告書綴

⑸　審査記録綴

⑹　雑書綴

附　　則

１　この施行細則は、昭和28年11月27日から施行する。

２　この施行細則は、昭和57年４月１日から施行する。

３　現行の財団法人秋田県消防協会罹災互助会規約施行細則（昭和57年４月１日最終改正）は廃止する。

４　この施行細則は、平成20年４月１日から施行する。

見舞金贈呈金額の詳細

平成６年９月27日開催の罹災互助会審査会において下記のとおり詳細を決定

損害程度	見舞金額	損害額
住家全焼・全壊	300,000	
住家半焼・半壊	160,000	100万円以上
	80,000	50万円以上100万円未満
	40,000	30万円以上 50万円未満
	20,000	20万円以上 30万円未満
	10,000	10万円以上 20万円未満
	5,000	10万円未満
住家の罹災なく非住家全焼・半焼流失家財のみ焼失	120,000	100万円以上
	60,000	50万円以上100万円未満
	30,000	30万円以上 50万円未満
	20,000	20万円以上 30万円未満
	10,000	10万円以上 20万円未満
	5,000	10万円未満

財団法人秋田県消防協会罹災互助会審議委員会規程

（目的および設置）

第１条　財団法人秋田県消防協会（以下「協会」という。）の特別会計罹災互助会の効率的な運営を期するため、本会に審議委員会を設ける。

（所掌事項）

第２条　財団法人秋田県消防協会罹災互助会審議委員会（以下「委員会」という。）は協会の会長（以下「会長」という。）の諮問に応じて、罹災互助会の運営に関する重要事項を審議し答申する。

２　委員会は、前項の諮問に関連する事項について、会長に意見を述べることができる。

（組　織）

第３条　委員会は、委員９人をもって組織する。

２　委員は、協会の各支部長の推せんにより、会長がこれを委嘱する。

（任　期）

第４条　委員の任期は２年とする。ただし再任を妨げない。

２　前項の委員は、任期が過ぎても後任者が就任するまでの間は、その職務を行う。

３　補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長）

第５条　委員会に委員長をおく。

２　委員長は、委員の互選とする。

３　委員長は、会務を総理する。

４　委員長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

（細　則）

第６条　この規程に定めるもののほか、会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会にはかって定める。

附　　則

１　この規程は、昭和43年８月24日から施行する。

２　この規程は、平成20年４月１日から施行する。